

社会医療法人神鋼記念会 総合医学研究センター不正防止対策

実験ノートに記載等に関する注意事項

様式

実験ノートは、耐水性・耐薬品性を持った紙を使用し、長期保存に耐えられるものがよい。また、保存中の差替えや不正行為がないよう、糸綴じ製本されたものを用いることが望ましい。ルーズリーフの使用は原則として禁止する。

記載方法および内容

- ① 実験ノートに記載する際には、耐水性・耐光性を持つペンやボールペンなど消去できないインクのものを使用する。鉛筆の使用は禁止する。
- ② 実験ノートには、記録年月日(年号は西暦で統一する)を必ず記入する。
- ③ 記載する内容は他の研究者が再現できる程度に詳しくなければならない。
- ④ 記入内容を訂正する場合は修正液等を使用せず、二本線や斜線で削除した後(元の内容が分かるように)訂正内容を新たに記載する。
- ⑤ 実験に使用した試薬や装置について、その商品名やロットナンバーも記入することが望ましい(ラベル類を剥がして貼るのも可)。
- ⑥ 他の研究者から試料等の供与を受けた場合、その氏名、日時、当該試料の種類等を記入する。添付文書等もあわせて保存する。
- ⑦ 実験結果については可能な限り詳しく記載する。また、結果の解釈、考察や思いついたアイディア等については、結果を示す事実と区別して記載する。研究課題に無関係な内容についても記載したほうがよい。
- ⑧ 研究責任者は実験ノートを定期的にチェックし、書き方の指導を適宜行う。

資料

- ① 実験ノートに添付できない情報(電子データ等)については、その取得に関する日時や方法、実験担当者、保存の方法と場所、そのデータ解釈といった必要事項を実験ノートに記載する。
- ② 電子データのファイル名やフォルダ名は日付(年月日)+簡単な実験内容とする。バックアップサーバー等を利用して、記憶媒体の故障によるデータの損失を避けること。
- ③ 電子データや遺伝子、株、個体等の一覧表を、電子ファイル等で別途作成することが望ましい。

管理

- ① 実験ノートは当該研究者個人に帰属せず、研究チームひいては研究機関に帰属することを、研究者等は理解しなければならない。したがって、研究者が研究室から異動する場合、実験ノートは原則として研究室に残さなければならない。

- ② 使用を終えた実験ノートについては、上述の通り、研究成果に係る後日の検証や証明の可能性に備え、原則として論文等による研究成果の最終報告から少なくとも10年間保存する。
- ③ 事務局が定期的に研究データの保存について確認を行う。

論文発表届について

発生源所属者が関与した科学論文投稿時には 論文発表届(MS Word 50KB) を総務室に必ず提出する。

実験サンプルの管理

電子ファイルを作成して管理する。

論文を再現できるレベルのサンプルは、5年は保存しておく。

倫理研修およびリソース供給

研究に携わる全職員が研究倫理及びコンプライアンスに関するセミナーを受講する。

※どのような操作・処理が不正とみなされるかについて、過去の事例をリソースとして供給する。

- ・Rossner and Yamada JCB 2004

- ・研究倫理及びコンプライアンスに関するセミナーを毎年開催する。

2018年6月1日 改定